

資金の種類		貸付対象事業	限度額	償還期限	貸付利率	貸付対象者及び借受の要件
資金区分	資金名					
	令和3年12月1日からの強風害による農業生産施設等の復旧に伴う特例融資	① 農業用施設（ビニールハウス）の復旧に必要な経費	5,000千円以内とする（下限額は500千円）。	8年以内（据置1年）	無利子	農業者・生産組織・農業団体であること。
		② 農業生産及び経営管理に必要な施設の復旧に必要な経費	20,000千円以内とする（下限額は500千円）。	15年又は耐用年数省令に規定する年数のいずれか短い年数以内（据置1年）		

備考1 本資金の貸付けは、令和4年2月28日までに第8条に規定する貸付申請をした者を対象とする。

2 貸付金額は第5条に規定する貸付額から園芸施設共済の支払共済金及び建物損害保険の支払金等を除く額とする。